

柿崎環氏博士学位申請論文審査報告書

柿崎環氏（跡見学園女子大学マネジメント学部助教授）は、2005年9月22日、その論文『内部統制の法的研究』を早稲田大学大学院法学研究科に提出して、博士（法学・早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

一 本論文の構成と内容

本論文は、2002年企業改革法(Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act;以下SOX法として引用されることがある)に至るまでの米国における内部統制概念の歴史的展開を克明に辿り、それが近時においては、コーポレート・ガバナンスと証券市場規制における「公正な情報開示」の要請とを接続する機能を果たす概念にまで到達したことを確認し、そうした米国での豊富な経験が、近時急速に関心と呼んでいる我が国の内部統制制度構築に向けて、貴重な示唆としてこれを受け止めようとするものである。今日、内部統制とは一般に「業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守という目的達成に関して合理的保証を提供することを意図した、事業体の取締役会、経営者およびその他の構成員によって遂行される一つのプロセス」といわれており、企業関係者にとって共通の概念として確立しつつある。本論文は、もっぱら会計監査論において論じられきた内部統制が、米国では早くから法的問題として扱われていたことに着目する。また、米国では連邦証券取引委員会（SEC）が、内部統制の整備・充実・強化に向けて、一貫してイニシアティブをとり続け、1977年海外不正支払防止法（Foreign Corrupt Practices Act of 1977; 以下FCPA）制定に基づく1934年連邦証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934; 以下34年法）13条(b)(2)を根拠に、公開会社におけるガバナンスの根幹部分の整備を促す法執行を行ってきたこと、そしてそれを通じて連邦証券諸法に基づく開示・会計・監査を支える体制を社内に整備させてきた過程を実証的に分析し、内部統制の法的意義を明らかにしようとしたものである。こうした作業は他方で、「公正な証券市場機能の確保」のための情報開示には、投資対象の比較可能性の確保の要請、および企業の真実価値を反映した情報という要請が必要であり、これを支える内部統制システムが歴史的にどのように深化していったのかを考察することをも意味している。

本論文は、第一編において、米国における初期の内部統制が、法と会計・監査の領域において拮抗し、あるいは協調しながら、その概念の明確化を図っていった過程を検証し、第二編においては、1990年代半ば以降の内部統制システム構築・評価・報告のメカニズムの整備に貢献する様々な法制度の展開を考察し、第三編では、2002年企業改革法に示された内部統制概念の新たな展開を中心に、証券諸法違反に対するSECの法執行体制の強化もあわせて検討している。最後に第四編では、米国における内部統制概念のこれまでの法的展開の総括と、そこから導かれるわが国への示唆と課題を指摘している。

二 本論文の概要

1 第一編「米国の内部統制概念の変遷 法と会計・監査の交錯」

(1) 第一章「初期の内部統制概念の変遷とFCPA制定前のSEC法執行の態様」

まず第一節、二節では、米国における初期の内部統制概念が、会計・監査の領域において生成・発展した過程を、監査基準書、各種委員会報告書を素材に分析している。即ち、20世紀初頭の米国経済の急速な発展に伴い、近代監査の手法である試査の成立基盤をなす内部統制概念が誕生したが、当時は、経営者の企業における組織コントロールとしての内部統制と監査人の評価対象との間に乖離があり、内部統制概念自体が曖昧であった。1949年に初めて内部統制の定義が監査文献に登場してからも、法的責任を伴う監査人の内部統制の評価範囲を画する基準を明確にすべきとの要請と、複雑化する企業実態を経営者が把握するために広範な内部統制の評価を必要とするとの経営的要請とが拮抗しながら、内部統制概念がその内実を深化させていった過程を分析している。

次に、第三節では、内部統制の不備から生じる企業の会計帳簿・記録の虚偽記載に対するSECの対応を検討している。即ち、後述する1977年のFCPA制定以前においては、SECは、こうした問題をSEC提出書類上の「虚偽の情報開示」として捉え、34年法10条(b)、13条、14条、15条、違反などを理由に裁判上の差止請求(injunction)や、判例法上認められた多彩な内容の付随的救済(ancillary relief)などの法執行により対処していた。しかし、内部統制の不備から生ずる虚偽記載の根本的解決を図るには、企業内部のガバナンスに対し直接介入する必要性をSECは認識していたが、SECのこうした認識は、州会社法が対象とするガバナンス事項の専属管轄を侵害する権限逸脱ではないかとの批判に曝された。本節ではそうした展開過程を詳しく分析している。

(2) 第二章「米国初の内部統制規定の法定」

第一節においては、1977年のFCPAの内部統制規定の内容の分析を行っている。これは、1970年代前半のウォーターゲート事件に端を発する一連の会社不正を契機に、SECが自らの法執行の根拠規定を求めて、内部統制構築義務を法定するように働きかけたことの成果といえる。34年法13条(b)(2)の内容は、第一に、会社の取引および資産の処分を正確かつ公正に反映した、帳簿、記録の維持を義務づけたことであり、第二に、取引が具体的権限の委譲に基づいて行われ、資産が保全され、一般に認められた会計原則(GAAP)に基づく財務諸表が作成されることを合理的に保証する内部会計統制システムの構築をSEC登録会社に義務づけたものである。もともとFCPAは、米国企業による海外の公務員に対する賄賂・不正行為の防止を目的としていたが、およそ会計帳簿記録の不備や粉飾は、広く会社不正全般に繋がるとの発想から、国内外の企業活動全体に及ぶものとして内部統制規定(34年法13条(b)(2))が位置づけられた。この規定には刑事罰則がある。この規定により、健全なコーポレート・ガバナンスを促すSECの法執行の根拠規定が以前よりも明確になったと言われており、1977年のNYSE上場基準による監査委員会設置の導入と相俟って、次第に独立取締役を構成員とする取締役会や監査委員会の設置などがSEC登録会社において整備・普及するきっかけをもたらしたとされている。

第二節においては、FCPA制定直後に公表された会計・監査論上の重要な委員会の報告書、即ち、財務報告プロセスに対する外部監査人の検証の必要性を主張したコーエン委員会、経営者の内部統制整備責任の遂行に役立つ指針の提供を目的としたミナハン委員会、経営者報告書の指針の提供を目的としたサボイエ委員会、さらには、監査委員会の設置要件を企業の自主性に任せるべきでないとしたニアリー委員会などの各委員会報告の内容を法的視点から検討している。

第三節では、その後の SEC 規則提案について検討している。即ち SEC は、1979 年に FCPA の内部統制構築義務を前提に、経営者による内部統制の評価・報告および外部監査人による関与の法制度化を試みたのであるが、当時は内部統制の概念が、経営者と外部監査人との間で共有されておらず、かつ評価基準の曖昧性の点から、実務界の反対により撤回された。

第四節においては、内部統制規定の法定後の、SEC による内部統制規定違反に対する法執行事例を検討している。法制定当初には、その違反に対する付随的救済として、内部会計統制の構築、財務諸表の修正、役員・取締役による会社への資金の返還はもとより、独立取締役の選任、監査委員会の設置といった要求がなされており、こうした行政命令によって徐々に基本的なガバナンス・システムが整備されていく状況を検討している。アメリカで内部統制の構築がコーポレート・ガバナンスの構築とともに、「法的観点」から整備されていたとの重要な認識が示されており、日本でこの問題が経営学的監査論的観点ばかりで論じられていることに対し、反省材料を提供するはずである。

（３）第三章「FCPA 制定の影響と内部統制規定の明確化の試み」

第一節では、こうした内部統制規定の法定が、会計・監査の領域に及ぼした影響を、監査基準書の内容の変化、とりわけ内部統制の評価対象から除外された「内部管理統制」の内実を「統制環境」という概念として盛りこまれたこと、また 1988 年トレッドウェイ委員会報告が財務報告プロセス監査の重要性を掲げたことの意義を指摘し、さらに 1988 年の SEC 規則提案の再提出、1988 年の FCPA 改正をとりあげ、全体として内部統制規定の明確化に向けた試みの内容を確認している。第二節では、1981 年から 1988 年までの SEC 法執行事例を検討し、1977 年 FCPA 制定当初の法執行事例とは異なり、付随的救済の内容が複雑化しており、基本的な企業ガバナンスの整備の要請から、内部統制それ自体の整備を目的とした「企業内情報伝達システム」整備などの要求に変化していることを指摘している。

（４）第四章「内部統制の充実と有効性の評価にむけた展開」

以上のように FCPA により内部統制構築義務自体が法定され、この規定を巡る法執行には見るべきものがあるが、その後 SOX 法で実現したような内部統制の有効性に対する経営者による評価、対外的法的責任を伴う開示の要求までには至っていない。もっとも 80 年代には貯蓄貸付組合の経営破綻などの大規模な不祥事が続き、議会は 1986 年に監査人が公開会社の財務上の不正行為を発見した場合の報告義務を定めた法案を提出したが、これは、前提として経営者による内部統制の整備と有効性の評価を求めるところにも狙いがあった。この法案も立法化には至らなかったが、これを契機として、1992 年に AICPA の主導による COSO レポートが公表され、その内部統制の定義に基づき、経営者が内部統制を構築・評価・開示することで、監査人による証明を課す体制整備が促進されたとの重要な指摘がなされている。本章第一節では COSO レポートによる内部統制概念をとりあげ、その構成要素である、統制環境、リスク評価、統制行動、情報伝達とコミュニケーション、モニタリング、の五つを法的視点から整理している。

第二節では、この時期に対応する 1989 年から 1995 年までの SEC の法執行事例を対象に、その特徴が探られている。とりわけ、1990 年証券法執行救済・低額株改革法(Securities Enforcement Remedies and Penny Stock Reform Act of 1990) の制定により、SEC の法執行権限が大幅に強化され、これに伴い内部統制規定違反に対する積極的な SEC の法執行がみられるようになった。具体的には、内部統制の有効性に関する経営者評価の要求や、監

査委員会の同意を内部監査人の解任要件とすること、監査委員会メンバーに最低一名の財務専門家を要求すること、経営者による内部統制の有効性評価を外部監査人がレビューすること、といった、後の企業改革法を先取りした法執行がなされたとの指摘は重要である。

第三節では、COSO レポートの意義と課題を考察している。まず最大の意義は、内部統制共通の指針を、監査人のみならず企業関係者一般に対して提供したところにあるが、経営者による内部統制の有効性の評価を法的に義務付けるものでないため、この時点では、その実現を各企業の自主的取組に委ねざるをえず、その上、公正な証券市場機能の確保には、企業の重要情報の適時開示が生命線となるところ、COSO レポートの基準のみで、有効な適時開示に耐えうる内部統制システムの枠組みを示すには限界があった点を指摘している。要は、当然に予想されるところではあるが、この問題が法的問題として対応されないことの限界を示しており、その後の法的対応を促すものであるとの指摘は重要である。

2 第二編 内部統制システムの充実・強化にむけた取り組み

(1) 第一章 外部監査人の機能と内部統制

本章においては、1995 年米国私的証券訴訟改革法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)によって追加された 34 年法 10A 条の機能と内部統制の関係を考察している。10A 条は、外部監査人が監査過程において、違法の疑いのある事実を発見したとき、それを経営者に報告し、経営者の適時の是正がない場合には SEC へ直接通告しなければならないとしている。それまで同法 13 条(b)(2)において内部統制構築義務が法定されていたが、それを構築すべき企業関係者間の連携のメカニズムまで示されてはいなかった。この 10A 条の新設が、企業の内部統制の実質的な充実を促す機能を有するものとして重要な機能を果たす規定であることを明らかにしている。

(2) 第二章 監査委員会の職務と開示規制 内部統制システムの構築をめぐって

本章においては、1999 年の SEC 規則に基づく監査委員会に関する新たな開示規制とその意義について考察している。その前提として同改正の基礎を与えたブルーリボン委員会による 10 の提言を検討した上で、提言の内容と改正案とを比較し、従来の監査委員会の開示項目に加え、とくにモニタリング・プロセスの開示を強制した意義を証券市場規制的アプローチから明らかにしている。即ち、本改正は、ブルーリボン委員会の勧告に基づき、監査委員会と外部監査人との独立した情報伝達ルート確立を促し、監査委員会構成員の独立性・専門性の確保のみならず、経営者からの影響を受けずに外部監査人との間で監査委員会が情報交換できる「統制環境」の整備に力が置かれたものであることを論じている。

(3) 第三章 監査委員会の機能と内部監査人の役割

本章においては、ブルーリボン委員会の勧告に基づいて改正された SEC 規則、自主規制機関の規則の遵守を、監査委員会の職務の一部として取り込んだアメリカ法曹協会の 2001 年改訂「会社取締役ガイドブック第三版」をとりあげ、「監査委員会の職務」の章を中心に改訂前の第二版との違いを分析しながら、監査委員会が担うべき役割を再検討し、とくに監査委員会の機能を高める内部監査人との連携に焦点をあてている。とりわけ、外部監査人のみならず内部監査人の独立性確保、および内部監査人からの監査委員会に対する情報提供ルートの確立などは、監査委員会のレビューの有効性を確保するうえで、不可欠な要素である。こうした内部監査機能の充実は、内部監査人協会 (IIA) の内部監査の実施基準の変化からも読み取れる。これらのガイドブックや IIA は、民間の取り組みであり、必ずしも法的責

任とは直結しないが、こうした行為規範の遵守が有する意義について論じられている。

3 第三編「新しい内部統制の展開」

(1) 第一章 2002年企業改革法にみる内部統制の新たな展開

2002年企業改革法成立によって、米国における内部統制概念の展開は新たな局面を迎えた。本章では、内部統制に関連する規定として302条「財務報告に対する会社責任」および404条「経営者による内部統制評価」とそれらに関するSEC規則を考察の対象とし、とくに、新たに登場した「開示統制・手続」と従来の内部統制概念との関係性について、証券市場規制の観点から考察している。

まず、404条は、年次報告書における経営者の内部統制の有効性評価の報告と、その報告書に対する外部監査人の証明をSEC登録会社一般に正面から義務づけたものである。この規定の内容は、1979年のSEC規則提案以来、幾度となく立法化が試みられてきたものであるが、同条の対象は、「財務報告に係る内部統制」に限定され、13条(b)(2)で規定された従来の内部統制と同一線上の概念として捉えられている点を確認している。この規定が後の日本の2006年金融商品取引法上のいわゆる日本版SOX法のモデルであることは言うまでもない。

次に、302条およびそのSEC規則によると、34年法に基づく年次報告書、四半期報告書において、概ね次に述べる五点につき、経営者の宣誓を義務付けている。第一は年次・四半期報告書をレビューし、重要事実の省略や不実記載がないこと、第二は財務情報がすべての重要な点で公正に表示されていること、第三は、経営者が「開示統制・手続」の構築・維持責任を負い、かつ自らその有効性を評価したこと、第四は、内部統制の評価後に発見された内部統制上の重大な欠陥、および重要性の有無を問わず、内部統制上の重要な役割を果たす経営者・従業員の不正を、外部監査人および監査委員会に報告したこと、第五は、内部統制に重大な欠陥を発見した場合にその是正措置も含めて年次報告書に開示したこと、である。

この規定は、財務情報の公正性はもとより、開示に関わるタイムリーな意思決定を可能とする内部統制の実現プロセスの確保を目的としている。この規定により初めてSEC規則に登場した「開示統制・手続」は「34年法に基づく年次・四半期報告書に開示される情報が確実かつ適時に記録、処理、要約されるように設計された統制・手続」と定義されているが、適時に開示されるべき重要情報には、会計情報はもとより非会計情報も含まれるので、その収集・処理にも柔軟・迅速に対応できる企業内の体制整備が必要となる。それゆえ、これまでGAAPに従った財務諸表の作成を確保すれば足りると一般に考えられがちな「内部統制」概念とは切り離して、「開示統制・手続」構築・維持の宣誓義務が役員に課せられたことが指摘されている。これまでSECは、13条(b)(2)を根拠に財務報告のための内部会計統制を義務づけ、それに耐えうるガバナンスの整備を法執行により求めてきたが、企業改革法により、これに加えて、404条では、経営者に財務報告に係る内部統制の有効性を評価させ、その開示の客観性を担保する外部監査人による証明を要求し、それを支えるために、より広範でかつ迅速な情報収集・分析・開示を可能とする302条の「開示統制・手続」を法制化することになった。これによりSECは、全体として34年法の法目的に合致する公開会社の内部統制システムの確保を目指したものであるとの指摘がなされている。

こうした内部統制をめぐる一連の改革は、監査委員会への情報提供システムを飛躍的に充実させるという、監査委員会の運用プロセスに関する改革によっても補完されることになる。

本章の後半では、企業改革法および自主規制機関規則にみる監査委員会の機能強化について取り上げている。もともと外部監査人が監査期間中に発見した内部統制の不備を報告する義務は 34 年法 10A 条に定められていたが、企業改革法およびニューヨーク証券取引所などの規則によって、経営者、内部監査人、従業員および弁護士が、内部統制に欠陥や問題を発見した場合には監査委員会へ報告する義務が課され、内部統制に関する全ての情報が監査委員会に集中されることとなった。

さらに、監査委員会の任務の一つは、企業が最終的に市場に開示する情報の生成・伝達プロセスの公正性を担保しうる仕組みのチェックにある。その方法として、様々な視点を有する情報提供者と監査委員会構成員の討論により、経営者の内部統制の有効性に関する説明責任が果たされているか検証されている。即ち、監査委員会は、集約された情報を基に経営者の説明との齟齬や矛盾の有無を確認し、内部統制が有効に機能していると判断した場合には、監査済財務諸表を SEC に対する提出報告書に含めることを取締役会に推奨し、問題がある場合にはその旨を取締役に報告することになるが、こうした監査委員会の役割は、最終的には取締役会の経営者に対する解任権その他の監督是正機能によって担保されている。企業改革法および自主規制機関規則は、監査委員会に情報を集約し、多様な立場の関係者との討論を通じて財務諸表の数字の背後に隠れた実態の検証を可能とする内部統制の実現プロセスを定めることによって、より一層充実した内部統制システムの構築を目指している。

(2) 第二章 米国企業改革法前後の SEC 法執行権限の展開

第一編において示されたように、米国において、SEC は多様な法執行手段を駆使して、内部統制規定違反を含む証券市場不正に対処してきたが、とくに判例法上認められた付随的救済の内容は、その後の法改正により次第に証券諸法に取り込まれ、企業改革法によって、さらに発展・強化された。本章では、SEC の法執行権限の制度的展開を、おもに 1990 年証券法執行救済・低額株改革法から 2002 年企業改革法までを対象に、各種法執行権限の目的、およびその手段との整合性等を証券市場規制目的の実現という視点から分析し、その上でわが国の市場規制機関の法執行の現状を確認し、今後のわが国における市場規制機関の法執行制度のあり方を示唆している。

4 第四編 米国における内部統制の展開と我が国への示唆

(1) 我が国における内部統制システム構築

最後に第四編では、第一章において内部統制をめぐる日本法の現状を示したのち、第二章、第三章においては、第三編までの米国における内部統制の展開を総括的に整理して、第四章において、そこから導かれる我が国の内部統制システム構築に向けた法的課題について検討している。

() 経営者による内部統制システム構築・評価・開示と外部監査人による証明

第四章第一節の前半では、わが国においても、今後、米国と同様にグローバルな証券市場の積極的な活用が期待される以上、内部統制システムの目的についても共通の問題意識をもって理解される必要があり、米国における内部統制の法制度における展開を参考に、我が国の現行法上の内部統制構築のあり方について見解を示している。

第一に、経営者の内部統制構築義務については、わが国の場合、代表取締役・代表執行役等の善管注意義務の一内容として判例法上、一定程度は位置づけられてきたが、それは大和銀行事件における株主代表訴訟のような限定的なものであり、米国の充実した法執行体制や

内部統制実現のプロセスの充実を図るところには至っていない(本書はその後の日本における急速な法改正の状況以前の段階での見解である)。米国の経験を踏まえると、内部統制構築義務違反に対しては、まずは行政処分に対処して、公正な情報開示、内部統制の構築および適切なガバナンスを確保し、その上で虚偽の情報開示や違法行為等があった場合に、会社または投資家に対する民事責任を問うことのできる体制を整備することが必要である。こうした観点はその後実現を見ている。

第二に、経営者による内部統制の有効性の評価については、旧商法上、執行役ないし代表取締役は3ヶ月に一度以上、取締役会に対し、職務の執行の状況を報告する義務があるので、取締役会が監督義務を履行するための前提として、内部統制の報告義務があると解されること、内部統制の有効性評価は重要情報であるとともに、ネガティブな情報提供を回避するインセンティブを経営者に与えることになり、内部統制の充実・強化につながること、

公開株式会社は、2004年3月期以降、有価証券報告書、決算短信に内部統制等のコーポレート・ガバナンスの状況を開示することが求められ、また委員会(等)設置会社においては、旧商法施行規則104条1項により営業報告書(新会社法上の事業報告)に内部統制に関する事項の開示が要求されている、といった諸点が指摘されている。

第三に、内部統制に関する経営者報告書に対する監査人の証明を法的にも整備していく必要がある点を指摘している(この点もその後実現した)。わが国においても、財務諸表および連結財務諸表の監査に従事する公認会計士監査にとって、内部統制の有効性の評価は、現在でも監査手続に不可欠な監査業務の一部といえ、証券取引法193条の2第4項の規定に基づいて、監査概要書には、監査証明府令およびガイドラインにより、「内部統制の重大な欠陥に関する経営者等への報告の状況」を記載するため、監査の実施において、内部統制の重大な欠陥を発見した場合、経営者に報告し、その概要と改善の状況を記載することが求められており、すでに監査人による経営者の内部統制評価の証明を求める基礎が存在しているとの指摘がなされている。

()監査委員会と内部統制システム

次に、第一節の後半では、第一に、米国の企業改革法は、監査委員会の情報不足による機能不全が虚偽の情報開示を招いたとの反省から、監査委員会に対する情報伝達システムを全般的に強化したが、この点に示唆をえて、我が国の内部統制における、内部監査部門の独立性確保及び監査委員会に対する内部監査人の情報提供ラインの補強を、「統制環境」の整備として捉え、監査委員会の機能強化の必要性について論じている。また監査人の監査委員会に対する情報提供機能については、米国の34年法10A条を参考に、旧商法特例法21条の36第1項に基づき、会計監査人が、内部統制の重大な欠陥を発見した場合には、監査委員会に報告する義務を負うことも確認されている。

第二に、監査委員会は、収集・伝達された情報をもとに内部統制の有効性を評価しなければならない。米国の監査委員会は、内部統制の有効性に対する評価を行う前提として、各情報源から得られる情報間の齟齬や不合理性、不正の兆候を監査委員会が見逃さないためのプロセスを重視している。この点、我が国では、監査委員会は、組織監査を予定しており、旧商法特例法21条の10第1項により監査委員会が指定した監査委員が、執行役・会計監査人・内部監査人に対する調査権限を行使しなければ、内部統制の不備に関わる情報を入手できないため、十分な情報を得た上での評価が達成されることの保証は弱い。そこで、旧商法

施行規則 193 条 3 号により、執行役や使用人の監査委員会に対する日常的・継続的な報告義務を中心に具体的手続を整備することが必要である。その上で、内部統制の有効性に問題ありと判断された場合には、監査委員は取締役会にその旨を報告し、監査報告(書)への記載権限を背景に内部統制システムの改善を求めることができ、重大な問題がある場合には、取締役会の監督権限の行使を求め、さらに株主総会招集通知に添付される監査報告(書)において、内部統制システムの不備を株主に開示することで、内部統制システム実質化のプロセスを担保しうることが指摘されている。

()監査役設置会社と内部統制システム

委員会(等)設置会社との比較において監査役設置会社の内部統制システムのあり方について考察する。公開株式会社の場合は、証券市場に公正な情報開示を行う義務がある以上、その前提としての内部統制構築義務は、監査役設置会社の経営者にも同様に課されるべきことが指摘されている。このことは現時点では実現されている。しかし、監査役設置会社の場合には、監査役は代表取締役の選解任権を有していないため、監査役が内部統制部門から情報提供を受けたとしても、取締役に改善を実行させる裏付けが乏しい点を指摘している。

(2) 内部統制システム構築と法規制のあり方

最後に第四章第二節において、わが国における内部統制システム構築にむけた現行法上の課題を、「法規制のあり方」として提言している。即ち、わが国における内部統制構築は、今後は、委員会(等)設置会社、監査役設置会社のいずれに対しても「一般に公正妥当と認められる内部統制の構築義務」を法令上定めた上で、その内容については、証券市場に適合的で迅速なルールメイクと運用を可能にする自主規制機関ないし民間の機関が作成した基準を最大限尊重する体制を整備する必要があることを指摘し、その基準の内容・程度が証券取引法の法目的に合致しない場合には、市場規制機関による法的是正措置が発動されるといった重層構造をもつ規制体制が検討されるべきである、としている。こうした提言の多くはその後現実のものとなっている。

三 本論文の評価

1 評価と課題

本論文において評価されるべきは、次の諸点である。

第一に、これまで日本ではもっぱら経営学ないし会計監査論の領域から論じられてきた内部統制問題が、アメリカでは一貫して法的問題であったことを、アメリカにおける内部統制概念の草創期に遡って検証する本論文は、高い学問的な意義だけでなく、今日内部統制問題が日本の企業社会においてもっとも重要な問題とされている時に、問題の本質を明快に示す貴重な文献としての高い実践的意義をも有している。日本で内部統制といえば COSO レポートを拠り所として論じられるが、これも法的対応が実現しない状況の下で、民間による対応として位置づけられたものであること、その後も直ちに法的対応が優先していること、を明らかにしていることの意義にはきわめて大きなものがある。

第二に、本書はアメリカ SEC による付随的命令等に基づく法執行の詳細を検討しているが、そうした地道な法執行の積み重ねが、単に内部統制制度を構築することだけに止まらず、そうした制度が現実に機能するためのプロセスの重要性を浮き彫りにしていることは、一方で制定法を、他方で COSO レポートの一つ一つの文言にこだわりがちな日本の議論の偏り

を明快に示すものであり、学問上実践上、その貢献にはきわめて大きなものがある。

第三に、SOX 法における開示統制という新しい概念の重要性に着目し、正しい情報開示を現実に実施するための内部統制という位置づけを明確にしていることは、証券市場を担う情報開示と、その中でも中核的な地位を占める財務情報、そしてそうした重要情報を現実に担う会社法ガバナンスとしての内部統制という性格を確認することであり、問題の本質を突く指摘とすることができる。

このように本論文の意義にはきわめて高いものがあるが、今後の精進を期待して、なお、次のような課題を指摘しておきたい。

第一に、内部統制の問題は、アメリカ連邦証券規制とそれを担い支える会社法ガバナンスのあり方に関する論議が密接に関係するが、とりわけアメリカに連邦会社法が存在しないこと、その他アメリカ独自の状況を確認しながら、日本でそうしたアメリカの理論状況を、より論理的に整理し日本に導入するとの視点をさらに強調する必要がある。アメリカ法制を理解するための複眼的な視点を確立し、理論的再構成を試みるというアメリカ法理解の基本姿勢を示すに格好な素材であることを十分に意識する必要がある。アメリカ SOX 法には、従来の州会社法の枠を超えた連邦会社法的性格が強まっていること、COSO レポート自体も、内部統制という問題が各州会社法でバラバラに規定するにふさわしいテーマではなく、かといってガバナンスの中核問題である内部統制を連邦証券法で直接に規定することにも躊躇を覚える、というアメリカ独特の法状況が生み出したものである可能性が高いのであり、そうした視点が必要である。

第二に、このことに関連して、COSO レポートの個々の文言の有する意味を、かかる観点から法的に捉え直す作業がさらに本格的に行われるべきである。COSO の 5 つの構成要素等を法的に捉えようという姿勢は見られるものの、一つ一つの要素に含まれる法的要素とその他の経営的な要素等を詳細に分析することが求められている。

第三に、そうしたアメリカ法の理解を踏まえて、金融商品取引法上の財務事項に関する内部統制規定の法解釈上の意義を明快に示す必要がある。そしてこうした資本市場の要求としての内部統制と、これを担う新会社法上の内部統制規定の関係、新会社法上の内部統制規定の独自の意義、中小会社にとっての同規定の意義等につき、明快な法解釈上の見解を提示する必要がある。また、そうした見解の提示を踏まえて、これらの規定に違反した場合における責任、制裁のあり方についてもその明快な見解を示すことが求められている。それによって、混迷の度を加えているかに見える企業実務に対する指針を示すことが、内部統制の「法的研究」を謳った日本で唯一の文献の著者としての責任であろう。

以上のように、なお多くの注文が存在し、研究者としての課題は山積しているものの、本書は、わが国において内部統制の法的研究を行った唯一の本格的モノグラフィーであり、その高い意義を損なうものではない。本書に対しては斯界の権威による幾多の書評が公表されているが、そのすべてがきわめて好意的なものであり、またその高い意義が評価されて大隅健一郎賞を初めとするいくつもの受賞の対象になったことを付言する

2 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、本論文の執筆者が博士（法学・早稲田大学）の学位を受けるに値するものと認める。

2007年2月14日

審査員

主査	早稲田大学教授	博士(法学・早稲田大学)	上村達男
	早稲田大学教授	法学博士(早稲田大学)	奥島孝康
	早稲田大学教授		尾崎安央
	早稲田大学教授		鳥山恭一
	早稲田大学教授		大塚英明